

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 7 年 6 月 2 4 日 (水 曜 日)	開 議	午 後 2 時 1 7 分
		閉 議	午 後 2 時 5 5 分
出 席 委 員	堤 藤 本 小 松 福 井 石 野 田 中 (委 員 外 議 員) 竹 田 菱 田 < 西 口 議 長 齊 藤 副 議 長 > (欠 席 : 湊)		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、船 越 係 長、鈴 木 係 長、三 宅 主 任		
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名 議 員 1 名 (酒 井)

会 議 の 概 要

〔堤委員長 開議〕

1 定例会最終日(6月25日)について

〔事務局長 説明〕

2 人事議案について

〔事務局長 説明〕

3 意見書案について

〔事務局長 説明〕

〔意見書(案) 2〕

<田中委員>

意見書(案)の文章中14行目「・・・この社会に生きる者の責務である」を「・・・国の責務である」に修正。19行目「ワールドマスターゲームズの開催が・・・」を「ワールドマスターゲームズ等の開催が・・・」に修正いただきたい。

<堤委員長>

文言の修正は以上のとおりで良いか。

全員了

<堤委員長>

発議者は各会派の幹事長で良いか。

全員了

〔意見書(案) 3〕

<堤委員長>

意見書(案)の記1の文章中4行目で『・・・「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。』となっているが、『・・・具体的な計画

を策定することを定めた法律を早期に制定いただきたい。』としていただきたい。

< 藤本副委員長 >

法律の具体的な名称（仮称）は削除していただいて良い。

< 福井委員 >

記1の4行目で『・・・具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法(仮称)」を早期に制定すること。』を『・・・具体的な計画を策定することを定める法整備を早期に行うこと。』としていただきたい。

< 藤本副委員長 >

そのように修正していただいて良い。

< 田中委員 >

共産党議員団は発議者にはならない。賛成はする。

< 竹田議員 >

緑風会は発議者にはならない。賛成はする。

< 堤委員長 >

公明党議員団の3人と新清流会の幹事で発議者になってはどうか。

全員了

< 藤村局長 >

記1の文言4行目については、『具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。』を『具体的な計画を策定することを定める法整備を早期に行うこと。』としていただくことで確認をしたい。記1～4の各文末は、本文との整合性を考慮する方が良いと考える。

< 堤委員長 >

事務局で整理を。

〔意見書（案） 4〕

< 石野委員 >

発議者にはならない。

< 竹田議員 >

発議者にはならない。

< 藤本副委員長 >

発議者にはならない。

< 堤委員長 >

発議者は共産党議員団の4名とする。

4 決算特別委員会分科会について

〔事務局長 説明〕

< 堤委員長 >

事務局長の説明のとおり進めることで良いか。

全員了

5 一般質問における発言の取り消しについて

〔事務局長 説明〕

<藤村局長>

一般質問において、奥村議員からは発言の取り消しの申し出があり、議長から注意をいただいたうえで会議録を精査いただくもの。奥野議員は、不穏当発言として市長の答弁も含めて会議録を精査いただくもの。

<堤委員長>

西口議長に整理いただく。

6 議会活性化検討項目一覧について

〔事務局長 説明〕

<堤委員長>

会派の中で十分検討いただきたい。

7 議会報告&わがまちトークについて（広報広聴会議報告）

〔事務局長 説明〕

〔議会運営委員会への意見7項目はすべて「参考」とする〕

<福井委員（広報広聴会議委員長）>

議会報告会の次回の日程を確認いただきたい。

8 9月定例会日程について

〔事務局長 説明〕

9 その他

会議日程

〔事務局長 説明〕

<藤本副委員長>

7月27日は産業建設常任委員会が開催されるが、地下の駐車場は議員が駐車できるのか。

<藤村局長>

昨年は8台の利用であったので、十分駐車いただける範囲で調整する。

14 : 55